主 文

本件上告は孰れも之を棄却する。

## 理 由

被告人両名の弁護人中江一也上告趣意書第一点は「原審裁判所八上告申立人ノ処 為ヲ強恣罪トシテ処断サレマシタガ之ハ法令ノ適用ヲ誤ツタ違法ノ裁判ト思ヒマス 一件記録テ明ナヨウニ上告申立人等八昨年二月二十日岡山市a町b番地特殊飲食店 A方デ本件犯行ヲ犯シタモノデアリマスガ申立人等ハ其際決シテ強盗ノ意思テ行動 シタモノデハナク唯無銭飲食シテ逃ケルタメAヲ脅カシタニスギマセヌ元来本件犯 行ノ場所テアル岡山市a町b番地八岡山市ノ闇市場ノ中心デ近隣モ被害者方ト同様 ナ飲食店ガ多ク当日犯行八午後九時頃行八レタモノテ近隣ノ人八皆営業シテ居リ人 通リモ亦多イ時刻デアツタノテ場所的ニモ時問的ニモ強盗ヲ行フニハ全ク不適当テ アツタ許リテナク被害者デアルAハ支那カラノ引揚者テアツテ唯一人テ斯様ナ闇市 場ノ真中テ特殊飲食店ヲ開ク程ノ度胸ノアルシタタカ者テアツタノデ上告申立人等 ノ脅シ位テ意思ノ自由ヲ喪フヨウナ可憐ナ女性デハナカツタノデアリマス当夜上告 申立人等八夕飯ヲ喰ベテ居ラズ空腹ノ処相当量ノ飲酒ヲA方テシタタメ相当酔ツテ ヰタノデアリマシテ本件犯行ハ畢竟酔余ノ悪戯トモ言フ可キモノデアツテ之ヲ強盗 罪ト言フノハ少々大人気ナイヨウニ思ハレマス従ツテ若シ処罰サレルナラ恐喝罪ヲ 以テ処罰サレル可キテアツタモノヲ強盗罪トサレタ原審判決八法令ノ適用ニ誤ガア ルモノト思ヒマス」といふにある。

しかし原判決挙示の証拠によれば原判決摘示の事実は優に之を認めることが出来 るから原判決が右の事実に対し刑法第二百三十六条第二項第六十条を適用したのは 正当であつて所論のような法令の適用を誤つた違法はない。論旨は理由がない。

同上告趣意書第二点は「本件上告申立人等八広島高等裁判所テ昭和二十二年十月 二十九日二年半ノ懲役ノ判決ヲ受ケタモノデスガソノ後十一月十五日カラ施行サレ タ「刑法ノ一部ヲ改正スル法律」(昭和二十二年法律第百二十四号)ニヨルト三年 以下ノ懲役ニ付テモ執行猶予ヲ言渡スコトカ出来ルヨウニナリマシタ従ツテ若シ上 告申立人等力右改正法施行後判決ヲウケタナラ必ズヤ右ノ改正サレタ刑事訴訟法第 二十五条ノ規定ヲ適用サレ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタモノト信ジルモノテアリマス蓋 シ上告申立人等八皆ソノ職業柄二似ズ前科モナク過グル戦時中八軍人又八軍属トシ テ多年ニワタリ奉公ノ誠ヲ尽シタ者テアル上ニ保釈後ハ旧主人Bノ監督ト庇護ノ下 二真面目二労働シテヰルノデアリマス斯様ナ平素真面目ナ人間カ犯シタ酔余ノ悪戯 トモ言フ可キ事案ニ対シ原審裁判所八各二年半ノ懲役ヲ科シタノデアリマスカソノ 判決当時タル昭和二十二年十月二十九日二八既二前叙ノ「刑法ノ一部ヲ改正スル法 律」八公布サレテヰタノテアリ(昭和二十二年十月二十六日公布)而モコノ改正ノ 理由力新憲法ノ施行二伴フテソノ趣旨二副フヨウ刑法ヲ改正スルタメテアツタノテ アルカラシテ原審裁判所トシテハ裁判ノ期日ヲ変更シテ「刑法ノ一部ヲ改正スル法 律」ノ施行ヲ待チソノ改正法律ニヨツテ上告申立人等ヲ審判スルノガ新憲法ノ精神 二合致スルモノテアルノニ之ヲ敢エテセズ改正刑法公布後之カ施行迄ノ間に改正前 ノ刑法ニヨリ審判シタ原審判決八日本国憲法ノ精神ニ合致セヌ違憲ノ裁判ト言ハネ バナリマセンコノ点ヨリシテモ原判決ハ破毀サル可キモノト思ヒマス」 といふにある。

原判決は昭和二十二年法律第百二十四号刑法の一部を改正する法律の公布後その施行までの間に言渡されたものであること及右改正法施行後は三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金の言渡を受けたときは其の刑の執行を猶予することが出来ること所論の通りであるが、右刑法の一部を改正する法律の施行が間近であるからといつて原裁判所は其の審理の終結又は判決の言渡を右施行後迄延期しなければならないといふことはない。果して然らば原裁判所が右改正法の施行を待たずに原判決を言渡したからといつて違法でない。仍つて論旨は理由がない。以上の理

由により刑事訴訟法第四百四十六条に則り主文の通り判決する。

此の裁判は裁判官全員の一致した意見によるものである。

検察官十蔵寺宗雄関与

昭和二十三年三月二十七日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 霜
 山
 精
 一

 裁判官
 栗
 山
 茂

 裁判官
 小
 谷
 勝
 重